



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

977	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	1
978	〃	(〃).....	2
979	〃	(〃).....	3
980	〃	(〃).....	4
981	中島井土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	5
982	県営土地改良事業計画の決定	(〃).....	5
983	県営土地改良事業計画の変更	(〃).....	6
984	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	6
985	〃	(〃).....	7
986	〃	(〃).....	7
987	〃	(〃).....	8
988	〃	(〃).....	8
989	〃	(〃).....	8
990	〃	(〃).....	9
991	〃	(〃).....	9
992	〃	(〃).....	9
993	〃	(〃).....	10
994	〃	(〃).....	10
995	〃	(〃).....	11
996	〃	(〃).....	11
997	〃	(〃).....	11
998	〃	(〃).....	12

告 示

和歌山県告示第977号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
モンティグレ

和歌山県和歌山市七番丁26-1外9筆

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
(変更後) 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号
- 4 変更年月日
令和6年3月13日
- 5 変更した理由
住所変更のため
- 6 届出年月日
令和6年10月22日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和6年11月5日から令和7年3月5日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第978号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
海南市藤白複合店舗
和歌山県海南市藤白字有田屋濱181番4外5筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野敬一
東京都港区芝浦一丁目2番3号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 縦覧図書記載のとおり
(変更後) 縦覧図書記載のとおり
- 4 変更年月日

令和6年4月1日

5 変更した理由

代表者の変更のため

6 届出年月日

令和6年10月16日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県海草振興局地域づくり部地域づくり課(和歌山市湊通丁北一丁目1番地の4)

海南市まちづくり部産業振興課(海南市南赤坂11番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和6年11月5日から令和7年3月5日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第979号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ南紀店

和歌山県新宮市佐野三丁目11番19号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社はるやまホールディングス 代表取締役 中村宏明

岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 吉原祐二

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

大興産業株式会社 代表取締役 土岐政晃

和歌山県岩出市高瀬74番地の1 ダイコービル

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号

3 変更した事項

大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)縦覧図書記載のとおり

(変更後)縦覧図書記載のとおり

4 変更年月日

令和6年6月27日他

5 変更した理由

代表者及び住所の変更のため

6 届出年月日

令和6年10月22日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県東牟婁振興局地域づくり部地域づくり課(新宮市緑ヶ丘二丁目4-8)

新宮市企画政策部商工観光課(新宮市春日1番1号)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和6年11月5日から令和7年3月5日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第980号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォレストモール岩出

和歌山県岩出市中迫字塚本144番外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フォレストモール 代表取締役 今西弘康

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル11階

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

4 変更年月日

令和6年2月1日他

5 変更した理由

小売業者の変更及び小売業者の住所変更のため

6 届出年月日

令和6年10月8日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県那賀振興局地域づくり部地域づくり課(岩出市高塚209)

岩出市事業部産業振興課(岩出市西野209番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和6年11月5日から令和7年3月5日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第981号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、中島井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 退任した役員(令和6年9月30日退任)

職名	氏名	住所
理事	藤井有司	岩出市畑毛177番地
理事	澤田寛	岩出市中島1053番地
理事	朝稲定義	岩出市金屋140番地
理事	中谷康二	岩出市中黒130番地
理事	田村善英	岩出市中島153番地
理事	竹田元一	岩出市中島494番地
理事	大塚寛久	岩出市中島143番地
理事	近藤一郎	岩出市中島490番地の2
理事	南條悟	岩出市中島514番地
監事	藤井雅司	岩出市畑毛159番地の1
監事	坂口智己	岩出市中島1065番地の1
監事	竹田昌平	岩出市中島431番地の2

2 就任した役員(令和6年10月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	神下教暉	岩出市畑毛151番地
理事	赤井政次	岩出市中黒199番地
理事	赤井迪弘	岩出市中島1094番地
理事	藤井孝宣	岩出市中島1117番地の3
理事	田村正美	岩出市中島540番地
理事	竹田信男	岩出市中島495番地
理事	望月幸子	岩出市中島190番地
理事	出口正	岩出市中島530番地の5
理事	出口邦彦	岩出市中島469番地
監事	山本隆章	岩出市畑毛208番地
監事	朝稲英明	岩出市曾屋16番地の6
監事	竹田昌平	岩出市中島431番地の2

和歌山県告示第982号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第37条第1項の規定により、県営ため池等整備事業古池(平川)地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となる。)として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の

日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業古池（平川）地区に係る事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年11月6日から同年12月3日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及び日高川町農業振興課

和歌山県告示第983号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営ため池等整備事業天王池地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業天王池地区の変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年11月6日から同年12月3日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

和歌山県告示第984号

和歌山県和歌山市園部の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第1

9条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年3月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市園部の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市園部の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年10月25日

和歌山県告示第985号

和歌山県和歌山市内原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年2月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市内原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市内原の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年10月25日

和歌山県告示第986号

和歌山県和歌山市中之島・北新元金屋丁・西仲間町二丁目・東仲間町二丁目の各一部・北新一丁目・北新二丁目・北新七軒丁・北新博労町地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年3月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市中之島・北新元金屋丁・西仲間町二丁目・東仲間町二丁目の各一部・北新一丁目・北新二丁目・北新七軒丁・北新博労町地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市中之島・北新元金屋丁・西仲間町二丁目・東仲間町二丁目の各一部・北新一丁目・北新二丁目・北新七軒丁・北新博労町地区

5 認証年月日

令和6年10月25日

和歌山県告示第987号

和歌山県和歌山市狐島・島橋東ノ丁・野崎の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和6年3月11日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市狐島・島橋東ノ丁・野崎の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市狐島・島橋東ノ丁・野崎の各一部地区

5 認証年月日

令和6年10月25日

和歌山県告示第988号

和歌山県田辺市秋津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和6年2月16日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市秋津川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市秋津川の一部地区

5 認証年月日

令和6年10月25日

和歌山県告示第989号

和歌山県田辺市本宮町平治川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和6年2月22日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市本宮町平治川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市本宮町平治川の一部地区

5 認証年月日

令和6年10月25日

和歌山県告示第990号

和歌山県新宮市三輪崎一丁目の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県新宮市

2 調査を行った時期

令和4年4月20日から令和5年12月22日まで

3 成果の名称

和歌山県新宮市三輪崎一丁目の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県新宮市三輪崎一丁目の一部地区

5 認証年月日

令和6年10月25日

和歌山県告示第991号

和歌山県紀の川市下鞆渚の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県紀の川市

2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和6年3月4日まで

3 成果の名称

和歌山県紀の川市下鞆渚の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市下鞆渚の一部地区

5 認証年月日

令和6年10月25日

和歌山県告示第992号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大畑の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律

第180号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和6年2月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大畑の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大畑の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年10月25日

和歌山県告示第993号

和歌山県日高郡みなべ町西本庄の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
令和4年3月11日から令和6年3月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町西本庄の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町西本庄の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年10月25日

和歌山県告示第994号

和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
令和4年3月11日から令和6年3月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区

5 認証年月日
令和6年10月25日

和歌山県告示第995号

和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
令和4年3月11日から令和6年3月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年10月25日

和歌山県告示第996号

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本深谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本深谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本深谷の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年10月25日

和歌山県告示第997号

和歌山県西牟婁郡すさみ町小河内の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期

令和3年4月1日から令和5年9月7日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町小河内の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡すさみ町小河内の一部地区

5 認証年月日

令和6年10月25日

和歌山県告示第998号

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本中野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町

2 調査を行った時期

令和3年4月1日から令和5年3月27日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本中野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本中野の一部地区

5 認証年月日

令和6年10月25日